

令和元年10月30日

村上市長 高橋 邦芳 様

村上市指定管理者選定委員会
委員長 尾崎 克博

指定管理者の候補者の選定について（答申）

令和元年8月6日付、村総第208号により、村上市公の施設に係る指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成20年村上市条例第68号）第4条第2項の規定による諮問のあ
ったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 対象施設

あらかわ病児保育センター

2 指定管理者の候補者

村上市上の山2番16号

学校法人北都健勝学園・社会福祉法人真心福祉会共同事業体

代表法人

学校法人北都健勝学園

理事長 的場 巳知子

3 指定管理者選定委員会での選定方法

選定に当たっては、第2回選定委員会で施設概要及び業務内容等の説明を受けた
後、応募した団体が1団体であったことから、「指定管理者の候補者選定における基
本方針」に従い、第5回選定委員会で応募団体の資格及び申請書類等の審査、提案
概要説明を受け、応募団体によるプレゼンテーションを実施した後、一次、二次審
査を同時に行い、委員ごとに採点しました。（委員1人当たり200点満点×5名＝
1,000点満点（委員2名欠席））

集計の結果、全委員が配点合計の半数以上の得点を付け基準点を満たしたことから、
指定管理者の候補者として選定しました。（別紙「指定管理者候補者選定基準表
（採点結果）」のとおり）

○採点結果

申請団体	A	B	C	D	E	合計
学校法人北都健勝学園・社会福祉法人真心福祉会共同事業体	139	130	174	166	141	750

4 指定管理者選定委員会での選定理由

村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項に規定する選定基準である「1. 市民の平等な利用の確保」、「2. 施設効用の最大限の発揮」、「3. 施設管理の安定」、「4. 施設管理経費の縮減」及び「5. 施設の性質又は目的に応じた追加基準」をさらに細分化した審査基準項目により評価を行いました。

これらの審査基準項目による指定管理者候補者選定基準表により審査・採点の結果、「指定管理者の候補者選定における基本方針」に定める「基準点」を満たす得点が得られたことにより、指定管理者の候補者として選定するものです。

なお、候補者選定に至った主な理由は以下のとおりです。

- ・現在の当該施設における指定管理者としての地域や保護者等からの信頼も厚く、また、業務実績等が良好なことから、今後についても同様に管理運営が期待できること。
- ・「学校法人北都健勝学園・社会福祉法人真心福祉会共同事業体」は、医師、看護師、保育士等、医療・福祉にかかわる専門職による指導助言が可能であり、病児保育に携わる職員の専門性の向上と質の高いサービスの提供が期待できること。

(選定委員会からの提言)

指定管理者として指定された後には、以下の点にご配慮願いたい。

- ・今後も関係機関と連携し、これまで団体が行ってきた実績や経験を活かしたきめ細やかな対応等により、病児に対するトータル・ケアの確立と子どもの健康と幸福を守るための運営に努めてください。

5 候補者の次点者

なし

令和元年10月30日

村上市長 高橋 邦芳 様

村上市指定管理者選定委員会
委員長 尾崎 克博

指定管理者の候補者の選定について（答申）

令和元年8月6日付、村総第208号により、村上市公の施設に係る指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成20年村上市条例第68号）第4条第2項の規定による諮問のあ
ったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 対象施設

笹川流れ夕日会館、桑川駅前広場駐車場

2 指定管理者の候補者

村上市府屋6番地2

笹川流れ観光開発

代表 富樫 正二郎

3 指定管理者選定委員会での選定方法

選定に当たっては、第2回選定委員会で施設概要及び業務内容等の説明を受けた
後、応募した団体が1団体であったことから、「指定管理者の候補者選定における基
本方針」に従い、第5回選定委員会で応募団体の資格及び申請書類等の審査、提案
概要説明を受け、応募団体によるプレゼンテーションを実施した後、一次、二次審
査を同時に行い、委員ごとに採点しました。（委員1人当たり150点満点×5名＝750
点満点（委員2名欠席））

集計の結果、全委員が配点合計の半数以上の得点を付け基準点を満たしたことから、
指定管理者の候補者として選定しました。（別紙「指定管理者候補者選定基準表
（採点結果）」のとおり）

○採点結果

申請団体	A	B	C	D	E	合計
笹川流れ観光開発	93	77	82	106	97	455

4 指定管理者選定委員会での選定理由

村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項に規定する選定基準である「1. 市民の平等な利用の確保」、「2. 施設効用の最大限の発揮」、「3. 施設管理の安定」及び「4. 施設管理経費の縮減」をさらに細分化した審査基準項目により評価を行いました。

これらの審査基準項目による指定管理者候補者選定基準表により審査・採点の結果、「指定管理者の候補者選定における基本方針」に定める「基準点」を満たす得点が得られたことにより、指定管理者の候補者として選定するものです。

なお、候補者選定に至った主な理由は以下のとおりです。

- ・課題となっている冬場の閑散期における対応についても検討しており、また、地域魅力を発信するイベントや地元漁業者、商工業者と協力し地場産品を活用する提案が積極的であるため、地域の観光拠点としての魅力を高め観光客の誘客促進が期待できること。
- ・食料品や生活必需品等の販売提案があり、買い物困難者のための施設として地域に密着した運営が期待できること。
- ・道の駅の機能として、「育児世代への支援事業」の提案があり、幅広い世代への利用が期待できること。

(選定委員会からの提言)

指定管理者として指定された後には、以下の点にご配慮願いたい。

- ・地域の観光拠点としての魅力を高めるイベント等や地場産品の有効活用を積極的に行い観光客の誘客に取り組んでください。
- ・食料品や生活必需品等の販売を通じて地域に密着した誰もが利用しやすい施設運営を推進していただきたい。

5 候補者の次点者

なし